

第6回 栗原地域合併協議会

日 時 平成15年10月30日(木)

午後2時00分

場 所 鶯沢町振興センター

会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 案

議案第 3 号 平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)について

5 協議事項

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第17号 消防団の取扱いについて

協議第18号 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて

協議第19号 消防防災関係事業について

協議第20号 建設関係事業について

協議第21号 新市建設計画(第1章 序論 第2章 新市の概況)について

6 提案事項

協議第22号 上水道事業について

協議第23号 下水道事業について

7 その他

8 閉 会

議案第3号

平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)について

平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の例により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成15年10月30日提出

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

平成 年 月 日決定

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 負 担 金		50,000	0	50,000
	1 負 担 金	50,000	0	50,000
2 県 支 出 金		1,000	0	1,000
	1 県 補 助 金	1,000	0	1,000
4 諸 収 入		1,500	80	1,580
	1 諸 収 入	1,500	80	1,580
歳 入 合 計		52,500	80	52,580

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 運 営 費		22,309	3,286	25,595
	1 会 議 費	7,860	3,286	11,146
	2 事 務 費	14,449	0	14,449
2 事 業 費		29,691	3,286	26,405
	1 事 業 費	29,691	3,286	26,405
3 予 備 費		500	80	580
	1 予 備 費	500	80	580
歳 出 合 計		52,500	80	52,580

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
例 規 統 合 整 備 支 援 業 務	平 成 1 5 年 度 从 平 成 1 6 年 度 未 だ	2

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出補正予算事項別明細書（補正第1号）

1. 総括
歳入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 諸収入	1,500	80	1,580
歳入合計	52,500	80	52,580

歳出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	その他	
1 運営費	22,309	3,286	25,595			3,286
2 事業費	29,691	3,286	26,405			3,286
3 予備費	500	80	580			80
歳出合計	52,500	80	52,580			80

2. 歳 入

4 款 諸 収 入

1 項 諸 収 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 諸 収 入	1,500	80	1,580	1 雑 入	80	栗原地域合併推進協議会剰余金追加
計	1,500	80	1,580		80	

3. 歳 出

1 款 運 営 費

1 項 会 議 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	その他				
1 会 議 費	7,860	3,286	11,146			3,286	9 旅 費	2,881	普通旅費 2,881
							13 委 託 料	405	小委員会議事録作成委託料 405
計	7,860	3,286	11,146			3,286		3,286	

2 款 事 業 費

1 項 事 業 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区分		金額
				国県支出金	その他				
1 事 業 費	29,691	3,286	26,405			3,286	13 委 託 料	3,286	補正減 3,286
計	29,691	3,286	26,405			3,286		3,286	

3 款 予 備 費

1 項 予 備 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区分		金額
				国県支出金	その他				
1 予 備 費	500	80	580			80			補正増
計	500	80	580			80			

上水道事業について

上水道事業について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 3 0 日

栗原地域合併協議会
会長 菅原 郁夫

上水道事業について

- 1 上水道事業計画については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 2 簡易水道事業計画については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 3 水道使用料及びメーター使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- 4 水道加入金については、次の表のとおり合併時まで調整する。

メーターの口径	13mm	20mm	25mm	30mm
加入金の額	25,000 円	50,000 円	80,000 円	120,000 円
メーターの口径	40mm	50mm	75mm	100mm ~
加入金の額	220,000 円	800,000 円	1,500,000 円	市長が別に定める

- 5 手数料については、栗駒町の例により合併時まで調整する。

平成 年 月 日 確認

栗原地域合併協議会の調整内容

専門部会名(上下水道部会) 分科会(上水道分科会) No.-1

協定項目	上水道事業	関係項目
調整方針・内容	1 上水道事業計画については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 2 簡易水道事業計画については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 3 水道使用料及びメーター使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。 4 水道加入金については、次の表のとおり合併時まで調整する。 5 手数料については、栗駒町の例により合併時まで調整する	

協議項目	参 考 事 項										
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	計
1 上水道事業概要											
認可年月日	平成11年 3月30日	平成11年 3月30日	平成 8年10月 7日			昭和60年 4月 1日			平成12年 4月 1日		
給水区域	築館町 志波姫町、若柳町の一部	若柳町 石越町の一部	栗駒町			瀬峰町			志波姫町 築館町の一部		5区域
行政区域内人口	15,722人	14,634人	14,201人			5,583人			7,578人		57,718人
給水人口	14,235人	14,418人	10,761人			5,312人			7,350人		52,076人
給水件数	5,363件	4,674件	3,357件			1,624件			2,018件		17,036件
普及率(対行政人口)	90.5%	98.5%	92.9%(75.8%)	上水道なし	上水道なし	95.1%	上水道なし	上水道なし	97.0%	上水道なし	94.4%(90.2%)
施設能力	7,700m ³ /日	7,200m ³ /日	6,000m ³ /日			1,870m ³ /日			1,860m ³ /日		24,630m ³ /日
年間給水量	1,925,328m ³	1,870,297m ³	1,130,806m ³			405,177m ³			514,433m ³		5,846,041m ³
一日最大給水量	6,432m ³ /日	6,414m ³ /日	4,080m ³ /日			1,938m ³ /日			1,767m ³ /日		20,631m ³ /日
一日平均給水量	5,274m ³ /日	5,124m ³ /日	3,098m ³ /日			1,483m ³ /日			1,409m ³ /日		16,388m ³ /日
2 簡易水道事業概要											
認可年月日			文字 平成 7年 7月31日 山口 昭和59年10月30日 栗駒 平成 2年 2月15日 耕英 平成 9年 3月31日	昭和62年12月28日		真坂 平成11年 2月22日 新川口平成 8年 3月25日 大川口平成 7年 3月29日 玉沢 平成10年10月19日		平成11年 3月30日	沢辺 平成11年 3月30日 北部 平成 8年 3月22日 赤児 平成15年 6月27日	越戸・滝ノ沢 昭和42年 7月 4日 大笹・荒谷 昭和54年 4月 1日 花山沢 平成 9年 5月 1日 温湯 昭和41年10月12日 山内 昭和44年 4月26日	
			(簡易水道) 文字地区簡易水道 山口地区簡易水道 栗駒地区簡易水道	高清水町簡易水道		(簡易水道) 真坂地区簡易水道 新川口地区簡易水道 大川口地区簡易水道 王沢地区簡易水道		鶯沢町簡易水道	(簡易水道) 沢辺簡易水道 北部簡易水道 赤児簡易水道	(簡易水道) 越戸・滝ノ沢簡易水道 大笹・荒谷簡易水道 花山沢簡易水道 温湯簡易水道 山内簡易水道	(簡易水道) 17区域
										(小規模水道) 権現堂飲料水供給施設 金沢飲料水供給施設 浅布・小川原飲料水供給施設 沼沢簡易給水施設	(小規模水道) 4区域
										(専用水道) 小豆畑専用水道	(専用水道) 1区域
行政区域内人口			14,201人	4,510人		9,582人		3,235人	8,426人	1,644人	41,598人
給水人口			2,428人	4,238人		7,988人		3,139人	6,966人	1,515人	26,274人
給水件数			645件	1,170件		2,287件		1,075件	2,064件	494件	7,735件
普及率(対行政人口)			92.9%(17.1%)	94.1%		83.3%		97.0%	82.7%	92.1%	89.%(63.2%)
施設能力			1,350m ³ /日	1,250m ³ /日		4,191m ³ /日		1,450m ³ /日	3,129m ³ /日	924m ³ /日	12,294m ³ /日
年間給水量			113,085m ³	400,333m ³		647,050m ³		262,349m ³	741,919m ³	152,436m ³	2,317,172m ³
一日最大給水量			915m ³ /日	1,422m ³ /日		2,294m ³ /日		1,050m ³ /日	2,959m ³ /日	648m ³ /日	9,288m ³ /日
一日平均給水量			310m ³ /日	1,097m ³ /日		1,773m ³ /日		719m ³ /日	2,032m ³ /日	417m ³ /日	6,348m ³ /日

参 考 事 項

協議項目	築館町				若柳町						栗駒町				瀬峰町			志波姫町			
3 水道使用料 上水道	基本料金		超過料金	基本料金	水量料金(1m ³ につき)						基本料金		水量料金(1m ³ につき)			基本料金		超過料金		基本料金	超過料金
	10m ³ まで		1m ³ につき		1~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51~100m ³	101~5000m ³	5001~10000m ³	10001m ³ ~	1~10m ³	11~20m ³	21m ³ ~	11~20m ³		21~50m ³	51m ³ ~	1m ³ につき		
	用途別	家事用	10m ³ まで		1,960	175							1,550	80	180	220					10m ³ まで
	家事用以外									3,500	110	230	270								
	営業用	10m ³ まで	2,500	210													10m ³ まで	2,500	300		
	団体用	10m ³ まで	3,720	210													10m ³ まで	2,500	260		
	工業用	50m ³ まで	4,420	210																	
	公共用															20m ³ まで	2,500	260			
	プール用	500m ³ まで	年 89,000	160																	
	家事用共同栓															15m ³ まで	3,500	260			
	臨時用	1m ³ につき		310													1m ³ につき		300		
口径別	口径13mm			1,200	120	190	210	260	300						10m ³ まで	2,650	250	300	340		
	口径20mm			2,300										10m ³ まで	3,850						
	口径25mm			3,350										10m ³ まで	6,740						
	口径30mm			5,500										10m ³ まで	9,360						
	口径40mm			9,600										10m ³ まで	17,060						
	口径50mm			16,200	210	260	300	230	180				10m ³ まで	28,640							
	口径75mm			36,300										50m ³ まで	88,080	-				-	
	口径100mm~			66,000																	
	口径200mm~			110,000																	
	家事用共同栓			1,680	基本料金 に含む	190	210	260	300												
	プール用									口径別単価			260								
	臨時用									1m ³ につき			450			1m ³ につき				570	
料金改定年月日	H14.4.1				H12.10.1						H10.5.1				H13.4.1			H9.5.1 (消費税率のみ)			
																		H3.4.1 (実質改定)			

協議項目	栗駒町				高清水町			一迫町			鶯沢町			金成町			花山村			
簡易水道	基本料金	水量料金(1m ³ につき)			基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金		
		1~10m ³	11~20m ³	21m ³ ~		1m ³ につき		1m ³ につき		1m ³ につき		1m ³ につき		1m ³ につき		1m ³ につき		1m ³ につき		
用途別	家事用	1,508	79	174	181	月10m ³ まで	2,800	260	月10m ³ まで	2,370	215	月10m ³ まで	1,480	185	月8m ³ まで	1,400	240	月15m ³ まで	1,600	160
	家事用以外	3,012	92	186	212				月10m ³ まで	2,420	265									
	営業用					月15m ³ まで	4,700	360	月10m ³ まで	2,585	295				月8m ³ まで	1,900	310	月15m ³ まで	1,600	160
	団体用					月20m ³ まで	5,800	300	月15m ³ まで	3,885	295									
	工業用					月30m ³ まで	10,600	450												
	公共施設用								月15m ³ まで	3,885	295				月15m ³ まで	1,600	160			
	プール用					月100m ³ まで	27,000	300												
	臨時用					1m ³ につき		600	1m ³ につき		585	1m ³ につき		400	1m ³ につき		300			
料金改定年月日	H10.5.1				H13.4.1			H9.4.1			H9.4.1			H9.4.1			H6.4.1			

栗原地域合併協議会上水道分科会(上水道会計資料)

平成14年度公営企業決算状況調査より集計

項 目	築 館 町	若 柳 町	栗 駒 町	志 波 姫 町	瀬 峰 町	合 計
1. 総収益	342,367	419,212	228,822	144,052	149,353	1,283,806
(1) 営業収益	324,858	398,616	221,755	131,472	133,014	1,209,715
ア 給水収益	317,129	392,827	214,348	128,528	130,518	1,183,350
イ 受託工事収益	2,408	0	0	0	0	2,408
ウ その他営業収益	5,321	5,789	7,407	2,944	2,496	23,957
(ア) 他会計負担金	1,166	0	0	1,049	0	2,215
(イ) その他	4,155	5,789	7,407	1,895	2,496	21,742
(2) 営業外収益	17,509	20,596	7,067	12,580	16,339	74,091
ア 受取利息	672	623	20	79	48	1,442
イ 受託工事収益	16,837	17,487	0	0	0	34,324
ウ 国庫補助金	0	0	0	0	0	0
エ 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0
オ 他会計補助金	0	2,486	6,997	12,499	16,237	38,219
カ 雑収益	0	0	50	2	54	106
2. 総費用	227,712	250,814	269,275	96,711	142,463	986,975
(1) 営業費用	210,365	210,438	200,455	71,826	129,808	822,892
ア 原水及び浄水費	30,167	30,642	26,352	19,170	67,753	174,084
イ 配水及び給水費	55,252	24,982	28,784	2,212	16,497	127,727
ウ 受託工事費	1,649	0	0	0	0	1,649
エ 業務費	0	0	5,627	0	0	5,627
オ 総係費	71,758	89,036	29,687	25,294	24,231	240,006
カ 減価償却費	50,786	59,538	99,666	24,928	19,270	254,188
キ 資産減耗費	753	6,240	10,339	222	2,057	19,611
ク その他営業費用	0	0	0	0	0	0
(2) 営業外費用	17,241	40,376	66,403	24,857	12,361	161,238
ア 支払利息	15,795	40,274	66,373	24,847	11,790	159,079
イ 企業債取扱諸費	0	0	0	0	0	0
ウ 受託工事費	0	0	0	0	0	0
エ 繰延勘定償却	0	0	0	0	0	0
オ その他の営業外費用	1,446	102	30	10	571	2,159
3. 経常利益	114,761	168,398	△38,036	47,369	7,184	299,676
4. 経常損失	0	0	0	0	0	0
5. 特別利益	0	0	0	0	0	0
(1) 他会計繰入金	0	0	0	0	0	0
(2) 固定資産売却益	0	0	0	0	0	0
(3) その他	0	0	0	0	0	0
6. 特別損失	106	0	2,417	28	294	2,845
(1) 職員給与費	0	0	0	0	0	0
(2) その他	106	0	2,417	28	294	2,845
7. 純利益	114,655	168,398	△40,453	47,341	6,890	296,831
8. 純損失	0	0	0	0	0	0
9. 前年度繰越利益剰余金	6,811	86	△49,615	57,363	12,364	27,009
10. 当年度未処分利益剰余金	121,466	168,484	△90,068	104,704	19,254	323,840

年間有収水量 (m³)	1,472,405	1,542,579	839,832	465,916	412,101	4,732,833
供給単価 (円)	215.38	254.66	255.23	275.86	316.71	250.03
料金改定年月日	H14.4.1	H12.10.1	H10.5.1	H9.5.1 (消費税率のみ) H3.4.1 (実質改定)	H13.4.1	

栗原地域合併協議会上水道分科会(簡易水道会計資料)

平成14年度決算状況調査より集計

(千円)

項 目	列 番 号	栗駒町	高清水町	一迫町	鶯沢町	金成町	花山村	合計		
1. 収益	(1) 総収益(B)+(C)(A)	55,975	104,577	259,303	61,260	253,811	35,901	770,827		
的	ア. 営業収益(B)	29,567	82,262	162,502	55,508	210,074	21,970	561,883		
	(ア) 料金収入	29,474	80,907	158,214	55,469	209,822	21,970	555,856		
	(イ) 受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0		
	(ウ) その他	93	1,355	4,288	39	252	0	6,027		
	イ. 営業外収益(C)	26,408	22,315	96,801	5,752	43,737	13,931	208,944		
	(ア) 国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0		
	(イ) 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0	0		
	(ウ) 他会計繰入金	26,350	22,307	51,705	5,748	22,345	13,912	142,367		
	(エ) その他	58	8	45,096	4	21,392	19	66,577		
	(2) 総費用(E)+(F)(D)	40,124	87,125	186,371	41,662	168,962	14,935	539,179		
	ア. 営業費用(E)	20,354	75,275	94,046	30,166	94,912	14,907	329,660		
(ア) 職員給与費	0	7,747	22,301	4,617	40,132	4,800	79,597			
(イ) 受託工事費	0	0	0	0	0	0	0			
(ウ) その他	20,354	67,528	71,745	25,549	54,780	10,107	250,063			
イ. 営業外費用(F)	19,770	11,850	92,325	11,496	74,050	28	209,519			
(ア) 支払利息	19,770	10,614	91,498	11,496	74,050	28	207,456			
i 地方債利息	19,770	10,614	91,434	11,496	74,050	28	207,392			
ii 一時借入金利息	0	0	64	0	0	0	64			
(イ) その他	0	1,236	827	0	0	0	2,063			
(3) 収支差引(A)-(D)(G)	(22)	15,851	17,452	72,932	19,598	84,849	20,966	231,648		
2. 資本的収入	(1) 資本的収入(H)	11,650	66,576	415,240	13,185	494,894	7,475	1,009,020		
本	ア. 地方債	0	23,100	358,600	0	407,100	0	788,800		
	イ. 他会計出資金	0	4,693	0	4,129	0	0	8,822		
	ウ. 他会計補助金	11,650	0	13,881	0	25,253	2,088	52,872		
	エ. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0		
	オ. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0		
	カ. 国庫補助金	0	0	31,938	0	28,536	0	60,474		
	キ. 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0	0		
	ク. 工事負担金	0	0	0	9,056	18,922	299	28,277		
	ケ. その他	0	38,783	10,821	0	15,083	5,088	69,775		
	(2) 資本的支出(I)	(33)	28,466	72,908	457,222	27,526	571,471	21,449	1,179,042	
	ア. 建設改良費	(34)	882	53,008	410,285	19,269	507,859	20,883	1,012,186	
	うち	職員給与費	(35)	0	0	0	0	0	0	
		建設利息	(36)	0	0	0	0	0	0	
		補助対象事業費	(37)	0	0	79,847	0	71,342	0	151,189
	34の内訳	上記に対する財源としての地方債	(38)	0	47,750	0	42,600	0	90,350	
		単独事業費	(39)	882	53,008	330,438	19,269	436,517	20,883	860,997
		上記に対する財源としての地方債	(40)	0	23,100	310,350	0	364,500	0	697,950
		内 政府資金	(41)	0	15,300	294,300	0	380,600	0	690,200
	34の内訳	内 公庫資金	(42)	0	7,800	63,800	0	26,500	0	98,100
内 訳 その他		(43)	0	0	0	0	0	0		
国庫補助金		(44)	0	0	31,938	0	28,536	0	60,474	
都道府県補助金		(45)	0	0	0	0	0	0	0	
支	工事負担金	(46)	0	0	9,056	18,922	0	27,978		
	他会計繰入金	(47)	882	0	0	25,253	0	26,135		
	その他	(48)	0	29,908	20,247	10,213	28,048	20,883	109,299	
	イ. 地方債償還金(I)	(49)	27,584	19,900	46,937	8,257	63,612	566	166,856	
	うち	政府資金に係る繰上償還分	(50)	0	0	0	0	0	0	
		公庫資金に係る繰上償還分	(51)	0	0	0	0	0	0	
		その他資金に係る繰上償還分	(52)	0	0	0	0	0	0	
ウ. 他会計長期借入金返還金	(53)	0	0	0	0	0	0	0		
エ. 他会計への繰出金	(54)	0	0	0	0	0	0	0		
オ. その他	(55)	0	0	0	0	0	0	0		
(3) 収支差引(H)-(I)(K)	(56)	△16,816	△6,332	△41,982	△14,341	△76,577	△13,974	△170,022		
3. 収支再差引(G)+(K)(L)	(57)	△965	11,120	30,950	5,257	8,272	6,992	61,626		
4. 積立金(M)	(58)	0	4,061	48,774	3,246	197	19	56,297		
5. 前年度からの繰越金(N)	(59)	1,497	2,961	22,136	6,793	8,625	2,905	44,917		
うち 地方債	(60)	0	0	0	0	0	0	0		
6. 前年度繰上充入金(O)	(1)	0	0	0	0	0	0	0		
7. 形式収支(L)-(M)+(N)-(O)+(X)+(Y)(P)	(2)	532	10,020	4,312	8,804	16,700	9,878	50,246		
内	8. 未収入特定財源	(3)	0	4,215	0	0	0	4,215		
	国庫(県)支出金	(4)	0	0	0	0	0	0		
	地方債	(5)	0	0	0	0	0	0		
訳	その他	(6)	0	4,215	0	0	0	4,215		
	9. 翌年度に繰越すべき財源(Q)	(7)	0	6,364	0	0	6,150	12,514		
10. 実質収支	黒字	(8)	532	3,656	4,312	8,804	10,550	37,732		
	(P)-(Q) 赤字(Δ)	(9)	0	0	0	0	0	0		

料金収入(円)	29,474,000	80,907,000	158,214,000	55,469,000	209,822,000	21,970,000	555,856,000
年間有収水量(m³)	114,040	247,981	561,720	258,435	731,565	145,177	2,058,918
供給単価(円)	258.45	326.26	281.66	214.63	286.81	151.33	269.97
料金改定年月日	H10.5.1	H13.4.1	H9.4.1	H9.4.1	H9.4.1	H6.4.1	

下水道事業について

下水道事業について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 3 0 日

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

下水道事業について

- 1 下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において速やかに下水道事業計画を策定する。
- 2 公共下水道事業
 - (1) 維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。
 - (2) 町村負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (3) 受益者負担金（分担金）の額については、金成町の例により新市において速やかに調整する。
 - (4) 使用料については、高清水町の例により新市において速やかに調整する。
- 3 合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、補助金、分担金及び使用料については新市において調整する。
- 4 排水設備助成について、「私道内排水設備設置補助」及び「私道内公共下水道設置補助」については、鶯沢町の例により合併時まで調整する。
「水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給」については、瀬峰町の例により、「生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助」については、築館町の例により合併時まで調整する。
- 5 農業集落排水事業
 - (1) 施設の維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。
 - (2) 受益者負担金（分担金）及び使用料の額については、公共下水道事業の例によるものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	下水道事業	関係項目
調整の方針・内容	<p>1 下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において速やかに下水道事業計画を策定する。</p> <p>2 公共下水道事業</p> <p>(1) 維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。</p> <p>(2) 町村負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 受益者負担金(分担金)の額については、金成町の例により新市において速やかに調整する。</p> <p>(4) 使用料については、高清水町の例により新市において速やかに調整する。</p> <p>3 合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、補助金、分担金及び使用料については新市において調整する。</p>	<p>4 排水設備助成について、「私道内排水設備設置補助」及び「私道内公共下水道設置補助」については、鷺沢町の例により合併時まで調整する。</p> <p>「水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給」については、瀬峰町の例により、「生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助」については、築館町の例により合併時まで調整する。</p> <p>5 農業集落排水事業</p> <p>(1) 施設の維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。</p> <p>(2) 受益者負担金(分担金)及び使用料の額については、公共下水道事業の例によるものとする。</p>

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 下水道事業計画	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H5年度 最終年度…H22年度 全体計画面積…637ha 全体計画人口…13,400人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…1,500人</p> <p>3) 農業集落排水事業 着手年度…未定 最終年度…未定 全体処理区…3処理区 全体面積…39.5ha 全体計画人口…890人</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H5年度 最終年度…H22年度 全体計画面積…769.0ha</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…1,566人</p> <p>3) 農業集落排水事業 事業年度…S62年度 最終年度…H10年度 全体処理区域…1地区 全体計画面積…39.0ha 全体計画人口…920人</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H6 最終年度…H22 全体計画面積…357ha 全体計画人口…9,600人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…6,400人</p> <p>3) 農業集落排水事業 該当なし</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H7 最終年度…H25 全体計画面積…105ha 全体計画人口…3,100人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 該当なし</p> <p>3) 農業集落排水事業 該当なし</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H6年度 最終年度…H22年度 全体計画面積…367.0ha 全体計画人口…6,800人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 全体計画人口…3,344人</p> <p>3) 農業集落排水事業 着手年度…H9 最終年度…H22 全体処理区…4処理区 全体面積…206.0ha 全体計画人口…1,510人</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H7年度 最終年度…H25年度 全体計画面積…124.3ha 全体計画人口…4,700人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 計画人口…1,200人</p> <p>3) 農業集落排水事業 該当なし</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H3年度 最終年度…H18年度 全体計画面積…158.4ha 全体計画人口…3,000人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…330人</p> <p>3) 農業集落排水事業 該当なし</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H6年度 最終年度…H25年度 全体計画面積…263.6ha 全体計画人口…6,000人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…1,400人</p> <p>3) 農業集落排水事業 着手年度…S58年度 最終年度…H16年度 全体処理区…2処理区 全体面積…97ha 全体計画人口…2,700人</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H5年度 最終年度…H22年度 全体計画面積…391ha 全体計画人口…8,900人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 全体計画人口…440人</p> <p>3) 農業集落排水事業 着手年度…H9年度 最終年度…H14年度 全体処理区…1処理区 全体面積…207ha 全体計画人口…1,690人</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>1) 公共下水道事業 着手年度…H6年度 最終年度…H22年度 全体計画面積…60ha 全体計画人口…1,200人</p> <p>2) 合併処理浄化槽 整備計画人口…530人</p> <p>3) 農業集落排水事業 計画なし</p>
2 公共下水道事業	<p>維持管理</p> <p>1. 管きよ L=30.0km マンホールポンプ 16箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…74,896,000円</p>	<p>1. 管きよ L=21km マンホールポンプ 4箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間維持管理費 …56,776,000円</p>	<p>1. 管きよ L=19.3km マンホールポンプ 1箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間維持管理費 …6,946,000円 (H15計画)</p>	<p>1. 管きよ L=12.5km マンホールポンプ 10箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名 …瀬峰高清水浄化センター 管理体制…瀬峰町委託 (瀬峰町と共同) 管理業者名 …(財)宮城県下水道協会 年間管理費…7,218,000円 (H14実績)</p>	<p>1. 管きよ L=6km マンホールポンプ 1箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費 …1,057,000円</p>	<p>1. 管きよ L=21.8km マンホールポンプ 9箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名 …瀬峰高清水浄化センター 管理体制…瀬峰町 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…10,013,000円 (H14実績)</p>	<p>1. 管きよ L=43km(H14年度末) マンホールポンプ 18箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…鷺沢浄化センター 管理体制…鷺沢町 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…31,606,000円 (平成15年度予算 マンホール ポンプ18箇所含む)</p>	<p>1. 管きよ L=23.2km マンホールポンプ 7箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…19,423,000円</p>	<p>1. 管きよ L=18km マンホールポンプ 5箇所</p> <p>2. ポンプ場 該当なし</p> <p>3. 処理場 施設名…石越浄化センター 管理体制…宮城県 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…12,231,000円</p>	<p>1. 管きよ L=22km マンホールポンプ 18箇所</p> <p>2. ポンプ場 1箇所</p> <p>3. 処理場 施設名…花山浄化センター 管理体制…花山村 管理業者名 …(財)宮城県下水道公社 年間管理費…10,300,500円 (H15年度 花山中継ポンプ 場、マンホールポンプ18箇 所含む)</p>

		参 考 事 項									
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村	
・町村負担金	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 瀬峰町高清水町下水道協議会負担金 2.維持管理負担金 瀬峰町高清水町下水道協議会負担金	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 瀬峰町高清水町下水道協議会負担金 2.維持管理負担金 瀬峰町高清水町下水道協議会負担金	1.建設負担金 該当なし 2.維持管理負担金 該当なし	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 迫川流域下水道建設負担金 2.維持管理負担金 迫川流域下水道の維持管理負担金	1.建設負担金 過疎代行負担金 2.維持管理負担金 該当なし	
・受益者負担金(分担金)	1.負担金の額 基本額…100,000円 地積割額…300円/m ² 限度額…250,000円 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付交付金として5%を交付 ・分割納付…5年に分割し20回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 個人 基本額…150,000円 地積割額…150円/m ² 限度額…300,000円 法人 基本額…150,000円 地積割額…150円/m ² 限度額…なし 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括報奨金として10%を交付 ・分割納付…3年に分割し6回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 個人 基本額…150,000円 地積割額…200円/m ² 限度額…350,000円 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付した場合10%を交付 ・分割納付…4年間に分割し16回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 一戸あたり200,000円。ただし、土地の形状又は建物の態様によって、公共マスを2個以上設置する受益者の分担金は、一戸あたり200,000円の額に公共マス1個につき100,000円を加算した額 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付(前納交付金として) 1年目 15%(納期前納付額) 2年目 10%(納期前納付額) 3年目 5%(納期前納付額)を交付する。 ・分割納付 5年(20回)に分割 1期10,000円 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 1戸あたり150,000円。但し、受益者の便宜上公共マスを複数設置した場合は、2個目以降私費負担とする。 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付交付金として5%を交付 ・分割納付…5年に分割し、20回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 公共マス1個あたり210,000円 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…第1期の納入期日までに全額一括納付報奨金2.5%を交付 ・分割納付…5年に分割し10,500円を20回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 個人 基本額…130,000円 地積割額…300円/m ² 限度額…260,000円 法人 基本額…300,000円 地積割額…300円/m ² 限度額…1,500,000円 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…賦課初年度第1期までの全額納付者に5%の報奨金制度 ・分割納付…年4期5年の20回納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 1戸あたり200,000円 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付報奨金として10%を交付 ・分割納付…3年に分割し6回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 150,000円/公共マス1個 ただし、施設の使用について、受益者便宜上公共マスを複数設置した場合公共マス1箇所あたり150,000円とする。 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付(150,000円) 年度一括納(50,000円) ・分割納付…3年に分割し12回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	1.分担金の額 1戸あたり230,000円。法人は500,000円。但し、受益者の便宜上公共マスを複数設置した場合は2個目以降私費負担とする。 2.納付時期及び徴収方法 ・一括納付…初年度に全額一括納付した場合報奨金として5%交付 ・分割納付…5年に分割し20回で納付 3.徴収猶予・減免制度…有り	
・使用料	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,900円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 200円 21~50m3まで 1m3につき 210円 51~200m3まで 1m3につき 230円 201m3~ 1m3につき 245円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,800円 超過使用料: 10m3~20m3 1m3につき 190円 20m3~50m3 1m3につき 210円 50m3以上 1m3につき 220円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,900円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 200円 21~50m3まで 1m3につき 210円 51~200m3まで 1m3につき 230円 201m3~ 1m3につき 250円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,800円 超過使用料: 10~20m3まで 1m3につき 190円 20~50m3まで 1m3につき 200円 50~200m3まで 1m3につき 220円 200m3~ 1m3につき 230円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,510円 超過使用料: 11m3~20m3まで 1m3につき 165円 21m3~50m3まで 1m3につき 175円 51m3~200m3まで 1m3につき 185円 201m3~ 1m3につき 195円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,800円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 190円 21~50m3まで 1m3につき 200円 51~200m3まで 1m3につき 220円 201m3~ 1m3につき 230円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,500円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 155円 21~50m3まで 1m3につき 165円 51~200m3まで 1m3につき 180円 201m3~ 1m3につき 195円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,800円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 190円 21~50m3まで 1m3につき 200円 51~200m3まで 1m3につき 210円 201m3~ 1m3につき 220円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,800円 超過使用料: 11~20m3まで 1m3につき 185円 21~50m3まで 1m3につき 190円 51~200m3まで 1m3につき 200円 201m3~ 1m3につき 210円	1.使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,100円 超過使用料: 11m3~ 1m3につき 130円 水道水以外使用: 水道メーターを村が設置し、使用量とする。	
3 合併処理浄化槽整備事業	1.浄化槽設置事業 設置補助金 5人槽…225,000円 6~7人槽…264,000円 8~10人槽…333,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置整備事業 設置補助金 5人槽…354,000円 6~7人槽…411,000円 8~10人槽…519,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置整備事業 該当なし 2.浄化槽市町村整備推進事業 1)分担金 5人槽…130,000円 6~7人槽…150,000円 8~10人槽…190,000円 11~15人槽…290,000円 16~20人槽…450,000円 21~25人槽…560,000円 26~30人槽…650,000円 31~40人槽…750,000円 41~50人槽…870,000円	1.浄化槽設置整備事業 該当なし 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	3.浄化槽市町村整備推進事業 1)分担金 分担金の額 1戸あたり150,000円 納付時期及び徴収方法 ・一括納付…全額一括納付交付金として5%を交付 ・分割納付…5年に分割し、20回で納付 徴収猶予・減免制度…有り	1.浄化槽設置整備事業 下水道区域内(認可区域外) 5人槽…354,000円 6~7人槽…411,000円 8~10人槽…519,000円 下水道区域外 5人槽…628,000円 6~7人槽…766,000円 8~10人槽…1,036,000円 維持管理補助金(限度額) 5人槽…16,000円 6人槽…20,000円 7人槽…24,000円 8人槽…28,000円 9人槽…32,000円 10人槽…32,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置整備事業 該当なし 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置整備事業 1)補助内容(補助限度額) 5人槽…354,000円 6~7人槽…411,000円 8~10人槽…519,000円 2)分担金の額 1戸あたり150,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置事業 1)補助内容(補助限度額) 5人槽…787,500円 6~7人槽…997,500円 8~10人槽…1,354,500円 2)分担金の額 1戸あたり150,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	1.浄化槽設置事業 1)補助内容(補助限度額) 5人槽…375,000円 6~7人槽…438,000円 8~10人槽…555,000円 11~20人槽…1,044,000円 21~30人槽…1,752,000円 31~50人槽…2,340,000円 51人槽…2,670,000円 2.浄化槽市町村整備推進事業 該当なし	

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	2) 使用料 5人槽…3,500円/月 6~7人槽…4,300円/月 8~10人槽…5,300円/月 11~15人槽…7,200円/月 16~20人槽…10,400円/月 21~25人槽…11,500円/月 26~30人槽…12,700円/月 31~50人槽…町長が規則で定める。	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	2) 使用料 基本使用料: 10m3まで 1,510円 超過使用料: 11m3~20m3まで 1m3につき 165円 21m3~50m3まで 1m3につき 175円 51m3~200m3まで 1m3につき 185円 201m3~ 1m3につき 195円	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし	3. 個別排水処理施設整備事業 該当なし
4. 排水設備助成	1. 対象事業会計 下水道特別会計 2. 排水設備助成金 該当なし 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…700,000円 償還期間…4年 融資あっせんにかかる改造資金 のり子は町が補助 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助	1. 対象事業会計 公共下水道特別会計 2. 排水設備助成金 該当なし 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…3年 融資あっせんにかかる改造資金 のり子は町が補助 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 該当なし	1. 対象事業会計 下水道事業特別会計 個別合併処理浄化槽特別 会計 2. 排水設備助成金 該当なし 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…4年 償還り子分は、全額町が補てん 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 該当なし	1. 対象事業会計 下水道特別会計 2. 排水設備助成金 排水設備工事費の10%以内で 町長が定める助成率を乗じて得 た額(経過年にあわせて限度額 がある) 3. 排水設備設置工事資金の融資の あっせん及びり子の補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…5年 当該年度に支払ったり子の合計 に町長が定める補給率を乗じて 得た額を交付	1. 対象事業会計 下水道事業特別会計 2. 排水設備助成金 該当無し 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…600,000円 償還期間…4年 り子補給…全額 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助	1. 対象事業会計 公共下水道事業特別会計 2. 私道内排水設備設置補助 公共マスから最上流端マスまでの 距離が50mを超えた場合、超えた 延長に10,000円/㎡を上限とし て補助金を交付 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…5年 り子分を全額町が補助 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助	1. 対象事業会計 鷺沢町下水道事業特別会計 2. 私道内排水設備設置補助 公共マスから宅地境までの距離が 20mを超えた場合、越えた延長に 10,000円/㎡を上限に補助金 交付 3. 私道内公共下水道設置補助 一定の要件を備えている私道に 共下水道を設置 4. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…600,000円 償還期間…5年 り子は町が全額補助 5. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助	1. 対象事業会計 公共下水道特別会計 農業集落排水事業特別会計 2. 排水設備助成金 該当なし 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…3年 融資あっせんにかかる改造資金 のり子は町が補助 (年利率3.0%まで) 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 該当なし	1. 対象事業会計 公共下水道特別会計 農業集落排水事業特別会計 2. 私道内排水設備工事補助 公共マスから最上流端マスまで の距離が20mを超えた場合、超 えた延長に10,000円/㎡を上 限として補助金を交付 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…1,000,000円 償還期間…5年 り子の2分の1 り子補給は直接金融機関に行う 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助	1. 対象事業会計 公共下水道特別会計 2. 排水設備助成金 該当なし 3. 水洗便所等改造資金あっせん及び り子補給 融資限度額…800,000円 償還期間…5年 り子補給…有 4. 生活扶助世帯に対する水洗便所 設置補助 生活扶助世帯で行う水洗化工事 の代行及び補助

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
5 農業集落排水事業 施設の維持管理	該当なし	1. 管きよ L=6.1km マンホールポンプ 4箇所 2. ポンプ場 該当なし 3. 処理場 施設名・大袋地区農業集落 排水処理施設 管理体制・若柳町 管理者名・若柳清掃(有)、 (協)栗原環境保全 年間維持管理費 ・・・1,052,100円	該当なし	該当なし	1. 管きよ 管きよ L=8.4km マンホールポンプ 2箇所 2. ポンプ場 該当なし 3. 処理場 施設名・大川口地区処理施設 管理体制・一迫町 管理者名・ドリコ(株)東北支 店 年間管理費 ・・・1,680,000円 (マンホールポンプ2ヶ所含 む)	該当なし	該当なし	1. 管きよ L=3.7km マンホールポンプ 1箇所 2. ポンプ場 該当なし 3. 処理場 施設名・沢辺地区農業集落排 水処理施設 管理体制・金成町 管理者名 ・・・(協)アクアテック栗原 年間管理費 ・・・1,974,000円	1. 管きよ 管きよ L=30km マンホールポンプ 40箇所 2. ポンプ場 該当なし 3. 処理場 施設名・南郷地区農業集落排 水処理施設 管理体制・志波姫町 管理者名 ・・・(協)アクアテック栗原 年間管理費 ・・・1,31,500円	該当なし
受益者負担金(分担 金)	該当なし	1. 分担金の額 一戸当たり100,000円 3. 納期及び徴収方法 一括納入 3. 徴収猶予・減免制度・・・あり	該当なし	該当なし	1. 分担金の額 1戸あたり150,000円 2. 納付時期及び徴収方法 一括納付・・・全額一括納付交付 金として5%を交付 分割納付・・・5年に分割し、20回 で納付 3. 徴収猶予・減免制度・・・あり	該当なし	該当なし	1. 分担金の額 1戸あたりH15 140,000円 同 H16 180,000円 同 H17 200,000円 2. 納付時期及び徴収方法 一括納付...本管接続時 分括納付...なし 3. 徴収猶予・減免制度・・・あり	1. 分担金の額 150,000円/公共マス1個 ただし、施設の使用について、受 益者便宜上公共マスを複数設置 した場合公共マス1箇所あたり15 0,000円とする。 2. 納付時期及び徴収方法 一括納付・・・全額一括納付 (150,000円) 年度一括納 (50,000円)	該当なし
使用料	該当なし	1. 使用料金 1世帯当たり・・・一律2,600円 世帯員一人当たり・・・200円	該当なし	該当なし	1. 使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,510円 超過使用料: 11m3～20m3まで 1m3につき 165円 21m3～50m3まで 1m3につき 175円 51m3～200m3まで 1m3につき 185円 201m3～ 1m3につき 195円	該当なし	該当なし	1. 使用料金 基本使用料: 10m3まで 1,350円 超過使用料: 11～50m3 1m3につき 170円 51～200m3まで 1m3につき 180円 201m3～ 1m3につき 190円 (H17.4月以降は現行の公共 下水道使用料金体系と同一と なる。)	1. 使用料金 基本使用料: 10m3 まで 1,800円 超過料金: 11～20m3 1m3につき 185円 21～50m3まで 1m3につき 190円 51～200m3まで 1m3につき 200円 201m3～ 1m3につき 210円	該当なし